契約概要

必ずお読みください

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご留意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり – 約款」に記載していますのでご確認ください。

1 引受保険会社

■名 称 朝日生命保険相互会社

■電 話 お客様サービスセンター 📆 0120-360-567

■ホームページ https://www.asahi-life.co.jp

2 商品の特徴と仕組み

- ■商品名称 無配当7大疾病保険(返戻金なし型)S
- ■特 徴 7大疾病による所定の状態に一時金で備えることができます。

〔仕組図〕

主契約

無配当7大疾病保険(返戻金なし型)S ◇7大疾病一時金

保険料払込免除特則適用

または

保険料払込免除特則非適用

H

特約

無配当7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)S ◇7大疾病初回一時金

無配当がん治療特約(返戻金なし型)S ◇がん治療給付金 ◇がん診断一時金

無配当先進医療特約(返戻金なし型)S ◇先進医療給付金 ◇先進医療見舞金

ご契約

保険期間:終身

保険料払込期間: 60·65·70·75·80歳払込満了、終身払、10年払込満了

この保険は代理店専用商品です。保険料のお払込みがないまま猶予期間が満了した場合、保険契約は消滅し復活のお取り扱いはない等、朝日生命の営業職員が募集する商品と異なったお取り扱いとなっています。

■お取り扱い(申込経路によって異なります)

取扱金額*	30万円~500万円(保険契約者が法人の場合は~1,000万円)
契約年齢	15歳~80歳
保険料払込期間	60・65・70・75・80歳払込満了(最低払込期間5年)、終身払、10年払込満了(保険契約者が法人に限ります)
保険料払込方法	口座振替扱(月払・年払)、クレジットカード扱(月払)
最低保険料	月払:800円 年払:8,800円 (付加特約の保険料を含みます)
告知書扱いの 最高取扱金額*	7大疾病基準金額、7大疾病初回一時金額を合計して 15歳~59歳…500万円 60歳~80歳…300万円

*朝日生命の他の保険契約の加入状況等によって、異なるお取り扱いとなる場合があります。



- ■「7大疾病保険(返戻金なし型)S」「7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)S」「がん治療特約(返戻金なし型)S」「保険料払込免除特則」のがんを原因とする保障の責任開始の時は、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
- ■がんを原因とする保障の責任開始の時より前にがんと診断確定されていた場合には、この保険契約は無効となり、給付金等はお支払いしません。また、保険料の払込みも免除しません。

3 保障内容

無配当7大疾病保険(返戻金なし型) S

■以下の支払事由に該当した場合に7大疾病一時金をお支払いします。

	支払事由	支払金額	支払限度
が 悪性新生物 ・ 上皮内新生物	・がん(上皮内新生物を含みます)と診断確定されたとき	7大疾病基準金額 × 契約時に選択した 給付割合*	無制限 がん、6大疾病 ↑ それぞれについて 1年に1回を限度

		支払事由	支払金額	支払限度
	急性心筋梗塞 拡張型心筋症	・急性心筋梗塞の治療のため入院したとき、 または手術を受けたとき ・拡張型心筋症の治療のため入院したとき、 または手術を受けたとき		
	脳卒中 脳動脈瘤	・脳卒中の治療のため入院したとき、または手 術を受けたとき ・脳動脈瘤が破裂したと診断されたとき ・脳動脈瘤の治療のため手術を受けたとき		
6大	慢性腎不全	・慢性腎不全により永続的な人工透析療法を開始したとき ・慢性腎不全の治療のため腎移植手術を受けた とき	7大疾病基準金額 ×	無制限
6大疾病	肝硬変	・肝硬変により生じた食道・胃静脈瘤が破裂した と診断されたとき ・肝硬変により生じた食道・胃静脈瘤の治療のた め手術を受けたとき ・肝硬変の治療のため肝移植手術を受けたとき	契約時に選択した 給付割合*	がん、6大疾病 それぞれについて 1年に1回を限度
	糖尿病	・糖尿病性網膜症の治療のため手術を受けたとき ・糖尿病性壊疽の治療のため1手の1手指または 1足の1足指以上の切断術を受けたとき		
	高血圧性疾患	・高血圧性疾患により生じた(解離性)大動脈瘤 が破裂したと診断されたとき ・高血圧性疾患により生じた(解離性)大動脈瘤 の治療のため手術を受けたとき		

*7大疾病一時金の給付割合は、契約時に、以下より選択いただきます(契約後の変更は取り扱いません)。

給付割合	6大疾病による7大疾病一時金	がんによる7大疾病一時金
100%	100%	
50%	50%	100%
25%	25%	

保障内容に関する注意事項

- ■拡張型心筋症、人工透析療法の開始、糖尿病性網膜症によるお支払いは1回限りとなります。
- ■7大疾病一時金を複数回お支払いする場合、急性心筋梗塞、脳卒中は新たに発病していること、脳動脈瘤、食道・胃静脈瘤、糖尿病性壊疽、(解離性)大動脈瘤は新たに生じていることが必要です。
- ■がんによる7大疾病一時金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後、がんの治療を目的とする入院を開始したときは、その日にがんと診断確定されたものとして取り扱います。
- ■がんによる7大疾病一時金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日にがんの治療を目的とする継続入院中のときは、その日にがんと診断確定されたものとして取り扱います。
- ■6大疾病による7大疾病一時金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日に拡張型心筋症、新たに発病した急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的とする継続入院中のときは、その日に拡張型心筋症、急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的とする新たな入院を開始したものとして取り扱います。
- ■同時期にがんによる7大疾病一時金の支払事由に複数該当した場合でも、7大疾病一時金を重複してお支払いしません。 また、同時期に6大疾病による7大疾病一時金の支払事由に複数該当した場合でも、7大疾病一時金を重複してお支払 いしません。

無配当7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型) S

■以下の支払事由に該当した場合に7大疾病初回一時金をお支払いします。

	支払事由	支払金額	支払限度
がん	7大疾病保険(返戻金なし型)Sの	7大疾病初回一時金額] [
6大疾病	7大疾病一時金の支払事由(1ページ)と同じ	7人沃州初回一时亚镇	18

無配当がん治療特約(返戻金なし型)S

がん治療給付金

■以下の支払事由に該当した場合にがん治療給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
がんの治療を目的とする以下の治療を受けたとき ・入院 ・手術 ・放射線治療 ・抗がん剤治療(ホルモン療法を含みます)	がん治療給付金が支払われる治療を 受けた日の属する月ごとに がん治療給付金月額 × 給付倍率*	通算: 120倍

*がん治療給付金の給付倍率は以下のとおりです。

治療の種類	給付倍率
抗がん剤治療(ホルモン療法を除きます)	1.0
入院·手術·放射線治療·ホルモン療法	0.5

保障内容に関する注意事項

- ■がん治療給付金の支払事由に該当する治療を、同じ月に複数回または複数月分受けた場合でも、その治療のうち、最も高い給付倍率が適用される治療に基づき算出される金額を上限として、がん治療給付金をお支払いします。
- ■がん治療給付金の支払対象となる手術・放射線治療には所定の要件があります。
- ■がん治療給付金の支払事由に該当する手術が、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定される 手術のときは、最初の手術日のみを支払対象となる手術日とします。
- ■がん治療給付金の支払事由に該当する放射線治療が、一連の治療過程に連続して受けた場合でも放射線治療料が1回の み算定される放射線治療のときは、放射線治療開始日のみを支払対象となる放射線治療日とします。
- ■がん治療給付金の支払対象となる抗がん剤治療は、世界保健機関 (WHO) の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、「抗悪性腫瘍薬」「内分泌療法(ホルモン療法)」などに該当し、公的医療保険制度の対象となるがんの治療を目的とした所定の抗がん剤(ホルモン剤を含みます)の投与または処方をいいます。

がん診断一時金

■以下の支払事由に該当した場合にがん診断一時金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
	がん治療給付金月額 ×	無制限
がん(上皮内新生物を含みます)と診断確定されたとき 	契約時に選択した 給付倍率*	⚠ 1年に1回を限度

^{*}がん診断一時金の給付倍率は、0·5·10倍より、契約時に選択いただきます(契約後の変更は取り扱いません)。0倍を選択した場合は、がん診断一時金はありません。

保障内容に関する注意事項

■がん診断一時金の保障内容に関する留意事項は、7大疾病保険(返戻金なし型)Sのがんによる7大疾病一時金の保障内容に関する注意事項(2ページ)と同じです。

無配当先進医療特約(返戻金なし型)S

■以下の支払事由に該当した場合に先進医療給付金・先進医療見舞金をお支払いします。

	支払事由	支払金額	支払限度
先進医療給付金	先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術にかかる費用 (自己負担額)	1回の療養:450万円 通算:2,000万円
先進医療見舞金	先進医療給付金が支払われる療養を 受けたとき	先進医療給付金の支払金額の 10%相当額	1回の療養:45万円 通算:200万円

保障内容に関する注意事項

- ■支払事由に該当する先進医療は、療養を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進医療で、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する医療機関で行われるものをいいます。ただし、厚生労働大臣が定める施設基準において、歯科(歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科)のみで実施することが定められている先進医療は対象外となります。なお、厚生労働大臣が定める先進医療は随時見直しされます。
- ■同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けたとき、その療養を1回の療養とみなします。この場合、一連の療養を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなして取り扱います。

保険料払込免除特則

■以下の保険料払込免除事由に該当した場合に以後の保険料の払込みが免除となります。

	保険料払込免除事由
悪性新生物による 保険料払込免除	 悪性新生物(上皮内新生物は含みません)と診断確定されたとき
6大疾病による 保険料払込免除	 7大疾病保険(返戻金なし型)Sの6大疾病による7大疾病一時金の支払事由(1ページ)と同じ

保険料払込免除に関する注意事項

■保険料払込免除特則の適用・非適用にかかわらず、保険料払込期間中に疾病または傷害により所定の高度障害状態になったときや、傷害により所定の身体障害状態になったときは、以後の保険料の払込みが免除となります。

指定代理請求特約(2016)S

- ■給付金等の受取人となる被保険者が給付金等を請求できない朝日生命所定の事情がある場合、その給付金等を指定代理 請求人が請求できます。
- ■指定代理請求人に給付金等をお支払いした場合、その後重複して給付金等の請求を受けてもお支払いしません。
- ■指定代理請求人に給付金等をお支払いしても、保険契約者・被保険者にその旨をご連絡しません。そのため、保険契約者・ 被保険者が認識しないまま、保険契約の全部または一部が消滅する場合があります。
- ■保険契約者または被保険者から契約内容について照会を受けたときは、給付金等をお支払いしていること、保険契約の全部または一部が消滅していることを回答せざるを得ない場合があります。そのため、被保険者がご自身の健康状態について知る可能性があります。

4 法令改正等による支払事由の変更について

■法令改正等による公的医療保険制度等の改正や医療技術または医療環境の変化が、「がん治療特約(返戻金なし型)S」「先進医療特約(返戻金なし型)S」の支払事由に影響を及ぼす場合には、朝日生命は主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由を変更することがあります。この場合、支払事由を変更する2か月前までに保険契約者へご連絡します。

5 解約返戻金について

■この保険契約の解約返戻金は以下のとおりです。

主契約 解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期の保険料が払い込まれている場合は、7大疾病基準金額の10%の解約返戻金があります。		
	特 約	解約返戻金はありません。

6 死亡給付金について

■この保険契約の死亡給付金は以下のとおりです。

主契約	死亡給付金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、7大疾病基準金額の10%の死亡給付金があります。
特 約	死亡給付金はありません。

7 満期保険金等について

■この保険契約には満期保険金はありません。また、契約者貸付、保険料振替貸付の取り扱いもありません。

8 配当金について

■この保険契約には配当金はありません。

9 保険料について

■具体的な保険料は商品パンフレット等で確認ください。